第５講　律令国家のしくみと外交

1　律令国家のしくみ

①律令の完成

律⇒刑法　**令**⇒一般法　**格**⇒律・令の追加修正　**式**⇒律・令・格の施行細則

A　**近江令**　（668年制定？ **天智天皇**⇒編者は中臣鎌足，わが国初の令？）

B　**飛鳥浄御原令**（681年制定開始，**天武天皇**⇒ 689年施行，**持統天皇**）

C　**大宝律令**　（**701年制定**，**文武天皇**⇒編者は**刑部親王・藤原不比等**）

D　**養老律令**　（**718年制定**，元正天皇⇒編者は**藤原不比等**）

☆**施行は757年**，孝謙天皇（**藤原仲麻呂政権**）

---

②律令体制の政治機構

A　中央官制（二官・八省・一台・五衛府）

あ　**二官**

神祇官

太政官⇒（**太政大臣**）・左大臣・右大臣・大納言が公卿会議〔議政官〕

☆少納言・左弁官・右弁官が事務局。

い　太政官の**八省**

左弁官⇒**中務省**，**式部省**，**治部省**，**民部省**

右弁官⇒**兵部省**，**刑部省**，**大蔵省**，**宮内省**

う　**弾正台**

え　**五衛府**⇒衛門府・左右衛士府・左右兵衛府

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

B　地方官制（**国(こく)・郡(ぐん)・里(り)〔郷(ごう)〕制**，左右京職(きょうしき)・東西**市司(いちのつかさ)**，摂津職(しき)，**大宰府(だざいふ)〔遠の朝廷(とおのみかど)〕**・防人司(さきもりのつかさ)・鴻臚館(こうろかん)など）

あ　**畿内〔五畿〕**
大和国(やまとのくに)・山背国(やましろのくに)〔のち山城国〕・摂津国(せっつのくに)・河内国(かわちのくに)・和泉国(いずみのくに)

い　七道(しちどう)
東山道(とうさんどう)・東海道(とうかいどう)・北陸道(ほくりくどう)・山陰道(さんいんどう)・山陽道(さんようどう)・南海道(なんかいどう)・西海道(さいかいどう)

う　三関(さんげん)
東山道**不破関(ふわのせき)（美濃国(みののくに)）**，東海道**鈴鹿関(すずかのせき)（伊勢国(いせのくに)）**，北陸道**愛発関(あらちのせき)（越前国(えちぜんのくに)）**
☆のち**逢坂関(おうさかのせき)（近江国）**が愛発関にかわり三関の一つとなる。

え　地方官⇒中央集権体制の確立
国司(こくし)（京(みやこ)から中央貴族を６年のち４年交代で**派遣）**，**郡司(ぐんじ)（在地の有力豪族〔もとの国造(くにのみやつこ)〕が世襲(せしゅう)，終身官(しゅうしんかん)）**，**里長(りちょう)〔郷長〕**（里〔郷〕内の有力者）

お　**四等官(しとうかん)制**

	長官(かみ)	**次官(すけ)**	**判官(じょう)**	**主典(さかん)**
省	**卿(きょう)**	大少輔	大少丞	大少録
大宰府	**帥(そち)**	大少弐(に)	大少監	大少典
国	**守(かみ)**	介(すけ)	大少掾(じょう)	大少目
郡	大領(だいりょう)	少領(しょうりょう)	主政(しゅせい)	主帳(しゅちょう)

C　交通・通信制度
京(みやこ)と国衙(こくが)を結ぶ駅路(えきろ)の 30 里（約 16km）ごとに**駅家(うまや)**を設置し，**駅鈴(えきれい)**により使用させる（＝**駅制**）。
☆地方では，駅路を離れて国衙と郡衙(ぐんが)〔郡家(ぐうけ)〕を結ぶ伝路(でんろ)が網目状(あみめじょう)に発達（＝伝馬(てんま)制）。

D　身分制度
良民(りょうみん)（貴族，下級官人，公民(こうみん)，品部(しなべ)・雑戸(ざっこ)）と**賤民(せんみん)（五色(ごしき)の賤(せん)＝陵戸(りょうこ)・官戸(かんこ)・公奴婢(くぬひ)・家人(けにん)・私奴婢(しぬひ)）**に区分。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

E　上級官人の特権⇒有力豪族が特権を得て，**貴族**（五位以上の官人）へと成長。

あ　政治的特権

官位相当の制（それぞれの**位階**に応じた官職に任命する），**蔭位の制**（五位以上の子および三位以上の孫に，父や祖父の位階に応じ自動的に一定の位階を与える）が適用される。

い　経済的特権

位階に応じて**位田**・位封・季禄・資人を，官職に応じて**職田**・職封・資人を給付される。

う　課役（調・庸・雑徭）と兵役の免除

え　減刑の特典⇒貴族など官人の場合実刑は少なく，免職や罰金で済む場合が多い。

五刑（笞・杖・徒・流・死）の刑罰制度があったが，**八虐**とよばれる天皇・国家・尊属に対する重罪には，減刑の特典はなかった。

F　教育制度⇒式部省の管轄

京に**大学**（貴族の子弟を対象），地方に**国学**（郡司の子弟を対象）が置かれたが，**官人養成を主目的とし，庶民教育はほとんど行われなかった。**

G　公民の編成

あ　**戸籍**

口分田班給のための基本台帳，６年ごとに作成。

い　**計帳**

調・庸賦課のための基本台帳，身体的特徴も記載し**毎年作成。**

H　**班田収授法**⇒唐の均田制にならう

６歳以上の男女に口分田を班給して最低生活を保障し，徴税対象を確保。

あ　６年ごとに国司が戸籍を作成し，班田収授を実施（**６年１班**）。**死者の田は次回の班田を待ち収公。**

☆班給面積は，**良民男子２段**〔720 歩〕，**良民女子１段 120 歩**〔480 歩〕。
　賤民のうち，家人・私奴婢には良民の３分の１を班給。

い　**条里制**により田地を碁盤目状に区画

う　**口分田は売買禁止**，宅地・園地は私有を許され売買も自由。

☆**輸租田　（租を納める）　⇒口分田，墾田**，位田，郡司職田など

☆**不輸租田（租を免除）　⇒職田，寺田・神田**など

☆輸地子田（地子を納める）⇒**乗田**（**賃租**形式で耕作）

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

Ⅰ　租税と兵役

あ　成人男子の呼称

正丁　　　　⇒21歳～60歳

次丁〔老丁〕　⇒61歳～65歳

中男〔少丁〕　⇒17歳～20歳

い　租税の種類

租（**地方**の土地税）⇒**田１段につき稲２束２把**（収穫の約３％）

調（**中央**の人頭税）⇒**郷土の産物**の一部を京に**運脚**

庸（**中央**の人頭税）⇒京での歳役（年10日）に代え，**布２丈６尺**を**運脚**。

☆京・畿内はなし。

雑徭（**地方**の人頭税）⇒国司の指揮で，**地方の労役に年間60日以内**従事。

う　負担率の差異

租　⇒男・女・老人・子供すべて一律

調　⇒次丁は正丁の２分の１，中男は４分の１

庸　⇒次丁は正丁の２分の１，**中男はなし**

雑徭⇒次丁は正丁の２分の１，中男は４分の１

え　その他の負担

義倉⇒備荒貯蓄のため，毎年一定量の**粟**を納める。

出挙⇒稲の貸付け，のち強制となり租税化し地方の重要財源となる。

☆**公出挙**＝年利５割のち３割，**私出挙**＝年利10割のち５割のち禁止。

仕丁⇒50戸に正丁２人の割合で，中央官庁の雑役に３年間従事。

お　**兵役⇒正丁３～４人に１人**の割合で徴兵（＝**軍団**制）

軍団兵士（諸国の軍団で勤務），**衛士（１年間，京の警備）**，**防人（３年間，大宰府に所属して北九州を警備）**

☆兵士は庸・雑徭を免除されたが，食糧・衣類・武器は自己負担とされた。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

２　律令国家の外交

①**唐**（首都長安（ちょうあん）を中心に発展）⇒**遣唐使**を派遣

　630年，第一回遣唐使として**犬上御田鍬（いぬがみのみたすき）**を派遣（舒明（じょめい）天皇）。８世紀以降，**新羅（しらぎ）との関係悪化のため，北路（ほくろ）から**南島路（なんとうろ）・**南路（なんろ）へと航路を変更**したが，ほぼ20年に１回渡航。ふつう４隻で編成されたので「よつのふね」ともいわれた。

☆**894年，菅原道真（すがわらのみちざね）の建議により廃止（宇多天皇）**。唐の先進文化・制度の直接摂取（せっしゅ）が，律令国家の支柱（しちゅう）となった。

　A　使節・留学生・学問僧
　　高向玄理（たかむこのくろまろ），山上憶良（やまのうえのおくら），**阿倍仲麻呂（あべのなかまろ）**，**玄昉（げんぼう）**，**吉備真備（きびのまきび）**，藤原清河（きよかわ），**最澄**，**空海**，橘逸勢（たちばなのはやなり），円仁（えんにん）など

　B　渡来僧
　　鑑真（がんじん）など

---

②**新羅**（唐に冊封（さくほう）される）⇒遣（けん）新羅使を派遣（～８世紀後半）

　８世紀初めまで唐との対立が激しく，日本に形式的に朝貢（ちょうこう）していた。のち**新羅の対等外交要求と日本の朝貢継続要求とが対立し，関係が悪化。**

---

③**渤海（ぼっかい）**（中国東北部に建国，当初は唐・新羅と対立）
　⇒遣（けん）渤海使を派遣（～９世紀初め）

　727年以降，渤海使は**松原客院（まつばらのきゃくいん）（越前国）**・**能登客院（のとのきゃくいん）（能登国）**を経（へ）て頻繁（ひんぱん）に来朝。毛皮・朝鮮人参（にんじん）・蜂蜜（はちみつ）などをもたらし，**友好関係が続いた。**

☆当初の政治的・外交的な意味は薄れ，通商を中心とする関係であった。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

〈 ***Note*** 〉

Ⓒ RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第５講　律令国家のしくみと外交　テスト

1　律・令の追加・修正にあたるものを何というか？
①　格　　②　式　　③　詔　　④　勅

2　718年，養老律令を編纂した人物とは？
①　刑部親王　　②　藤原不比等　　③　舎人親王　　④　長屋王

3　太政官の八省のうち，民政一般・租税・財政を扱う省とは？
①　中務省　　②　治部省　　③　民部省　　④　大蔵省

4　西海道諸国を管轄，防人司も管轄し，“遠の朝廷”ともよばれた役所とは？
①　摂津職　　②　大宰府　　③　鎮守府　　④　鎮西奉行

5　位階は，皇族は一品〜四品の４階級であったが，貴族・下級官人は正一位〜少初位下まで何階級に分かれていたか？
①　12階　　②　19階　　③　30階　　④　48階

6　父や祖父の位階に応じ，自動的に一定の位階を与える制度とは？
①　八色の姓　　②　官位相当の制　　③　蔭位の制　　④　健児の制

7　おもに郡司の子弟を対象に，各国へ設置された教育機関とは？
①　大学　　②　国学　　③　藩学　　④　郷学

8　班田収授は，原則として何年に１度行われたか？
①　毎年　　②　５年　　③　６年　　④　12年

9　身体的特徴も記載して毎年作成された，調・庸賦課のための基本台帳とは？
①　戸籍　　②　計帳　　③　大田文　　④　人別改帳

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

10　田地を碁盤目状に区画することを何というか？

①　均田制　　②　班田制　　③　条坊制　　④　条里制

11　調・庸・雑徭負担の中心となる，21 歳～ 60 歳の成人男子の呼称とは？

①　正丁　　②　次丁　　③　少丁〔中男〕　　④　老丁

12　諸国の軍団で勤務する軍団兵士の他に，上京して１年間宮城の警備にあたる者を何というか？

①　衛士　　②　兵衛　　③　防人　　④　健児

13　国際都市として繁栄を極めた，唐の首都とは？

①　洛陽　　②　長安　　③　大都　　④　漢城

14　唐に渡り６代皇帝玄宗に仕え，ついに帰国できなかった人物のうち，「天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも」と歌を詠んだ人物とは？

①　高向玄理　　②　阿倍仲麻呂　　③　井真成　　④　藤原清河

15　日本と友好関係を保った，中国東北部・沿海州の国家とは？

①　高句麗　　②　新羅　　③　渤海　　④　遼〔契丹〕

解答

1	①	2	②	3	③	4	②	5	③
6	③	7	②	8	③	9	②	10	④
11	①	12	①	13	②	14	②	15	③

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。